

「忠臣蔵を考える」②

群馬県立女子大学教授 北川 和秀

赤穂事件関係年表

將軍	年号	西曆	月日	事項
家光	正保二	一六四五	六・三	浅野長直、播磨国赤穂に移封
家綱	寛文元	一六一		赤穂城完成
	七	一六七	八・二	浅野長矩、江戸本邸に生まれる
	延宝三	一六七五	三・三	浅野長矩、襲封（9歳）
綱吉	天和三	一六八三	二・六	浅野長矩、勅使饗応役を拝命（17歳）
			三・七	吉良義央、高家肝煎となる（43歳）
			二・五	浅野長矩、勅使饗応役を勤める
			四・九	めぐり（12歳）、浅野長矩に輿入れ
	元禄元	一六八八	二	柳沢保明、側用人となる
	七	一六九四	二・二	中山安兵衛、高田馬場で決闘（25歳）
			一・二六	吉良義央、年頭の賀使として御所に参内（61歳）
			二・四	浅野長矩、勅使饗応役を拝命
			二・九	吉良義央、江戸に帰着
			三・二	勅使・院使、江戸に到着
			三	勅使・院使、將軍綱吉に拝謁
			四	<b>浅野長矩、吉良義央に刃傷。長矩、即日切腹（35歳）</b>
			五	浅野大学、閉門。赤穂受城使任命
			七	浅野家上屋敷等収公
			九	急使、赤穂に到着
			二〇	赤穂藩で藩札引き替え開始
			二六	吉良義央、役職辞任
			二七	赤穂城中において大評定始まる
			四・六	受城使、赤穂城下に到着
			九	城明け渡し完了
			六・二五	大石内蔵助、赤穂城下を退去

將軍	年号	西曆	月日	事項
	宝永元	一七〇四	二・二	大石内蔵助、京都を出立
			二・三	大石内蔵助、鎌倉に到着
			二・六	大石内蔵助、川崎に到着
			二・五	大石内蔵助、江戸に到着
			二・九	大石内蔵助、金銀請払帳を瑤泉院用人に提出
			三・五	討入り予定日。將軍の柳沢邸お成りのため延期
			四	<b>赤穂浪士、吉良邸に討入り。義央を討ち取る</b>
			四	赤穂浪士、大名四家にお預け
			五	幕府で評定が行われる
			三	<b>赤穂四十六士、切腹。</b> 吉良義周は信濃高島に配流
			四	四十六士の遺児で十五歳以上の者を伊豆大島に配流
			四・七	上杉綱憲、江戸で没す（42歳）
			六・二	吉良義央の妻富子、江戸で没す（62歳）
			八・八	吉良義周、配流先の信濃高島で没す（22歳）
			一・二〇	桂昌院一周忌の大赦により、大島配流の遺児、赦免
			一・二〇	將軍綱吉没す（64歳）
家宣	六	一七〇九	八・二〇	綱吉死去の大赦により、浅野大学赦免
家継	七	一七一〇	九・一六	浅野大学、五百石を賜わり、浅野家再興
	正徳三	一七三三	六・三	内蔵助の遺児大三郎、浅野本家に千五百石で仕官
	四	一七四四		瑤泉院没す（43歳）
家重	延享四	一七四七		寺坂吉右衛門没す（83歳）
	寛延元	一七八八	八・二四	大坂の竹本座で人形浄瑠璃「仮名手本忠臣蔵」初演
	二	一七四九	二・六	江戸の森田座で歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」初演

①去年當中にて吉良上野介義央を刃傷したるにより、死をたまひし浅野内匠頭長矩が家臣大石内蔵助をはじめ四十六人の輩、上野介義央を主の讐なればとて、昨夜吉良が本所の宅に夜討し、義央が首をとり、その子左兵衛義周に手負せ、吉良が家人十六人切殺し、二十人に手負せ、のこりなく引取、亡主の菩提所芝泉岳寺にいたり、義央が首を亡主の墳墓に手向。さて後その党中吉田忠左衛門、富森助右衛門兩人を、大目付仙石伯耆守久尚がもとに使い、我等、亡主の遺恨を散ぜんがため、此年月心身を苦しめ、其志をば達しき。今にいたりては、たゞおほやけの御刑法に身をまかせ奉るよしを申出ぬ。よて伯耆守久尚が宅に、内蔵助をはじめかの輩を呼よせ、目付鈴木源五右衛門利雄、水野小左衛門守美会し、内蔵助はじめ十七人は細川越中守綱利に、その長子主税をはじめ十人は松平隠岐守定直に、岡島八十右衛門はじめ十人は毛利甲斐守綱元に、間十次郎はじめ九人は水野監物忠之にあづけらる。また目付阿部式部信旨、杉田五左衛門勝行は、左兵衛義周が宅につかはされ捨てせしめらる、(家譜、日記)

(世に伝ふる所は、去年の弥生十四日勅使に御返詞あるおりから、浅野内匠頭長矩が吉良上野介義央に恨有とて刃傷せしかば、長矩は速に自殺せしめられ、義央は癪をやしなひ、もとのごとく出仕すべしと命ぜられき。やがて長矩が封地に御使を立てられ、居城収公あるべき旨、かの地に仰下されしに、長矩が家司大石内蔵助といへるは、心ふかき男子なりしかば、家中の士三百余人を城に召集め、こたび事不慮におこりて主家滅亡するは、なげきてもあまりあり、されど公に対していさゝかうらみ奉るべきにあらず。たゞ恨る所は主君の志とげず、吉良殿其まゝ存在すれば、亡君没前の恨散がたし。我々が身にをいては、吉良殿こそ不共戴天の讐なれ。されど今にをいていかにもなしたがたし。しからば城受取の御使を待受、諸共に城を枕に殉死せんはいかにと申ければ、みな異口同音に、仰にや及ぶべきと答へしに、とみに使をさせて、亡君の親縁戸田采女正氏英にうたへたり、氏英これを聞、長矩は生涯上を重んじ、一事として上裁をそむかねば、その家人等も、公の御沙汰のまゝに城をあげ渡し、おだやかに其地を引払ふこそ、亡主の宿意にかなふべけれ、御使に対し自殺などせん事、上をおそれざるに似たり。ゆめゆめしかるべからずとねもころに曉諭せり。此時にいたり三百余人の者ども、半は初の心をひるがへし、ひそかに城を出てうせたり、されど内蔵助等はじめ城にのこりし輩は、長矩が弟大学長広すでに公にめし出されてあれば、かれをもて亡主の遺跡をつがせ給はん事を懇願し、しばらく憤をこらして、城地を難なく引渡し、先心々に各所に離散し、此うへにも大学長広に、長矩が祀を奉ぜしめられんには、こたびの恥を忍ぶべし。もしさもなくば、その時殉死せんとして、血誓せしものは六十余人に過ぎりしとぞ。内蔵助もとより志厚く智深ければ、これより妻をも出し、親族にもはなれ、京山科のほとりに閑居し、いさゝかも武を講ずるさまはなさず、日夜倡家に入し、酒に沈酔し、ひたすら無頼の淫行をあらはし、報讐の志などあるべくもなくふるまひしかば、吉良が方にも初こそあれ、この風説を聞つたへ、さては心安しとて、戒心もをのづからおこたりしとなり。しかるにこの七月大学もつゝに采邑をうばわれ、

宗家松平安藝守綱長にあづけられしかば、此時に至り血誓をそむき、にげうせしものまたすくなからず、たゞ内蔵助が輩四十六人、始終義を守り心を変ぜず、今は義央に仇を報ずるより外なしとて、秋の程より同じく府に來り、あるは行商となり、あるは工人となり、吉良が家をうかゞひしが、近頃義央は致仕し茶事を専にし、此日しも大友近江守義孝を招き茶会を催すよし聞、おりふし連日大雪なりしをよき折とおもひ立、遂に夜中に吉良が宅にをしかけ、亡主の仇を報ずるよし高声によばり、弓をいかけ、鎗長刀を打ふりつゝをし入、思ふまゝに志をとげたりとぞ。げにも四十六人の者共が、志を同じくし義を一にし、人のなしがたき事をなし得つるは、その類あるまじくこそ。猶次の卷二月四日の小註を併せ見るべし。(続武家評林)

〔徳川実紀〕元禄十五年十二月十五日条

\*『徳川実紀』は江戸幕府が編纂した徳川家の歴史。全五一六卷。文化六年(一八〇九)着手、嘉永二年(一八四九)成立。

②去年吉良上野介義央がもとにをし入て、主のために報讐せし故浅野内匠頭長矩が家臣大石内蔵助を初め四十六人の輩、国禁を犯し党をむすび、飛具を用ひ、公をはぐからずとて共に死を給ふ。よて兼て召あづけられし細川越中守綱利が邸には目付荒木十左衛門政羽、使番久永内記信豊、松平隠岐守定直が邸には目付杉田五左衛門勝行、使番駒木根長次郎政方、毛利甲斐守綱元が邸には目付鈴木次郎左衛門福一、使番斎藤次左衛門利常、水野監物忠之邸には目付久留十左衛門正清、使番赤井平右衛門時尹まかりのぞみ、大目付仙石伯耆守久尚、目付長田甚左衛門長視命をつたふ。内蔵助はじめ此輩の子弟はみな遠流に処せらる。

表高家吉良左兵衛義周も、その夜のはからひよからずとて、采邑収公せられ、諏訪安藝守忠虎にあづけらる。(日記)

(越中守綱利にあづけられしは、大石内蔵助、吉田忠左衛門、原惣右衛門、片岡源五右衛門、間瀬久大夫、小野寺十内、間喜兵衛、磯貝十郎左衛門、堀部弥兵衛、近松勘六、富森助右衛門、潮田又之丞、早水藤左衛門、赤垣源蔵、奥田孫大夫、矢田五郎右衛門、大石瀨左衛門。隠岐守定直に預られしは内蔵助が子主税、堀部安兵衛、中村勘助、菅谷半之丞、不破数右衛門、千馬三郎兵衛、木村岡右衛門、岡野金右衛門、貝賀弥左衛門、大高源吾。甲斐守綱元に預られしは岡島八十右衛門、吉田沢右衛門、武林唯七、倉橋伝助、村松喜兵衛、杉野十平次、勝田新左衛門、前原伊助、間新六郎、小野寺幸右衛門。監物忠之に預られしは間十次郎、奥田定右衛門、矢頭右衛門七、村松三大夫、間瀬孫九郎、茅野和助、横川勘平、三村次郎左衛門、神崎与五郎。以上四十六人なり。

さて此一公案むかしより区々の私言やまず。其故は、かゝる忠義の輩を褒顕せらるゝ

まではなくとも、常人の刑をもて、結党の科に処せしめられし事、人ごとにいかにも口惜き事なりとてなり。そは当時も、其義を賞して助命せんといふもあり。又は此輩が主のためせしをもて、助られんに於ては、此後罪蒙りしもの、臣子報讐を名とし、ひがふるまひして、大乱を引出すもとひとなるまじきにもあらずといふもあり。在朝諸大臣の議一決せざりしかば、日光門主公弁法親王に議せられしに、かれら年月身をくるしめ思ひを焦し、主の仇を報せしはさる事ながら、その志ははや成りぬ。今はこの世に思ひのこす事なければ、公の刑に身をまかせ奉らんとこひ出ぬる上は、今さらその罪をゆるし給ふとも、彼等再び他家に身をよせ、二君に仕ふべきにもあらず。あたは忠義の士を、山林窮谷に飢餓せしめんよりは、公より武士の道をたて、死をたまはらんには、彼等が志も空しからず、公の刑法も正しく、かれもこれも事かゝず、天下の公論たるべしと定られしかば、みなこの義言に決したりといへり。此説誠なるに於ては、公弁法親王を当時御寵待厚かりしもさる事にて、実に卓越の決断ある御人とはしられぬ。彼等雑人の刑に処せらればこそ、うらむる方もあるべけれ、本志既に成しうへ、公より大法を犯せるをもて刑に処せらるゝといへども、猶その忠義を愛憐ありて、武士の道をもて自裁せしめられしは、かへりてその志を感ぜられ、その義を褒せらるゝ所にして、誠に公平の処置とこそ申べけれ

〔徳川実紀〕元禄一六年二月四日条

### ③ 浅野内匠家来口上

去年三月、内匠儀伝奏御馳走之儀に付、吉良上野介殿へ意趣を含み罷り在り候処、御殿中に於いて当座遁れ難き儀御座候か、刃傷に及び候。時節場所を弁へざる働き無調法至極に付き、切腹仰せ付けられ、領地赤穂城召上げられ候儀、家来共迄畏れ入存じ奉。上使の御下知を請ひ、城地を指上げ、家中早速離散仕り候。右喧嘩之節、御同席御抑留之御方これに在り、上野介殿討留め申さず、内匠末期残念之心底、家来共忍び難き仕合に御座候。高家御歴々に対し、家来共鬱憤を挟み候段、憚に存じ奉り候得共、君父之讐は、共に天を戴くべからざるの儀、黙止し難く、今日上野介殿御宅え推参仕り候。偏に亡主之意趣を継ぎ候志迄に御座候。私共死後、若し御見分之御方御座候はば、御披見願ひ奉ること、かくの如くに御座候。以上

### ④ 小野寺十内から妻への手紙

……(前略)……我等は存じの通り当家の初めより小身ながら、今まで百年御恩沢にておのおのを養ひ、身あたたかに暮し申し候。今の内匠殿には格別の御情けには預らず候へども、代々御主人くるめて百年の報恩、または身不肖にても一族日本国に多く候に、かやうの時にうろつきては家の傷、一門の面汚しも面目なく候ゆゑ、節に至らばいさぎよく死ぬべしとたしかに思ひ極め申し候。老母を忘れ妻子を思はぬにてはなけれども、武士の義理

に命を捨つる道、是非におよび申さず候。合点して深くなげき給ふべからず。母御人様いほどの間も有るまじく候まま、いかやうともして御臨終を見届け給はるべく候。年月の心入れにて如才有るべしとは露ちり思はず、申すに及ばず候へども頼みまゐらせ候。僅かの金銀家財、これを有るきりに養育してまいらせ、御命なほ長く、財尽きたらば、ともに飢え死申さるべく候。これも是非に及ばず候。……(後略)……

四月十日(元禄十四年)

十内

おたんだの

### ⑤ 大高源五から母への手紙

……(前略)……だんだん右申し残し候ごとく、武士の道をたて候て御主の仇をむくひ申すまでにて、まったく天下へ対し奉り御恨み申し上ぐるにて御座無候。然れども、いかなる思し召し御座候て、天下へ御恨み申し上げたるも同前にて、我々どもの親・妻子御たり御座候とても、力及び申さず候。万一さやうの事に成り候はば、かねて仰せられ候通り、何分にも上よりの御下知の通り、尋常に御覚悟成らるべく候。御早まり候て御身を我と御あやまち成られ候御事など、くれぐれ有るまじき御事にて候まま、必ず必ずさやうに御心得成られ候べく候。……(中略)……あつぱれ我々兄弟は侍の冥利に叶ひ申したる儀と、浅からぬ本望に存じ奉り候。先にての首尾のほど、御心に掛けさせられまじく候。私三十一、幸右衛門二十七、九十郎二十三、いづれもいづれも屈強の者どもにて候。たやすく本望を遂げ、亡君の御心を安め奉り、未来閻魔の金札の土産に供へ申すべく候まま、御心安く思し召し、ただただ御息災にて何事も時節を御待ち成らるべく候。御齡もいたふ御傾き、いくほどあるまじき御身にさぞ御心細く、便りもあらぬかたに乏しく、月日を御凌ぎ遊ばし候はんと存じ奉り候へば、いかばかり心憂く候へども、その段力及び申さず候。……(中略)……九十郎母公・お千代へも、よりよりは仰せ聞かされ候て、必ず必ず愚かに悲しみ申さぬやうに、互ひに御力を添へさせられ候べく候。幸ひかな御法体の御身に御座候へば、この後いよいよもつて仏の御勤めのみにて憂さも辛きも御紛れまじし、未来の事、朝暮れに御忘れなく、世も穏やかに御座候はば、寺へも節々御参り遊ばし候べく候。ひとつは御歩行御養生にも成り申し候べく候。乳母にもあきらめ候やうに、よく仰せられ下さるべく候。かしく。

元禄十五年壬午 九月五日

大高源五

母御人様 進上

【収入の部】

	金			銀			銭			銀換算	費目
	両	分	朱	貫	匁	分	厘	貫	文		
1	431	3	2		41	7				24226.70	赤穂ニ而已六月四日請取
2	220									12320.00	赤穂ニ而已六月三日手形ニ而請取
3	30									1680.00	京六波羅普門院江戸指下可申卜心当赤穂ニ而岡本次郎左衛門請取候得共江戸へ普門院 不下ニ付此方へ請取元ニ立ル
4	8	1			5	2	5			467.25	紫野瑞光院ニ而御石塔・御位牌建候入用ニ心当小野寺十内赤穂ニ而受取銀指引残金十 内より受取元ニ立ル
合計	689	4	2		46	9	5			38693.95	
	690		2		46	9	5				

【支出の部】

	金			銀			銭			銀換算	費目
	両	分	朱	貫	匁	分	厘	貫	文		
1	100									5600.00	紫野瑞光院ニ建ル御墓為寄附山相調候代金也、則証文有之候
2	10									560.00	八幡山滝本坊方ニ而之御祈禱料ニ遣之、手形有
3	1	1								70.00	但五百疋 智積院隠居僧正江手遣ニ同宿五人江百疋宛遣候、橋本次兵衛江渡ス、手形 有
4	20									1120.00	遠林寺用事ニ付江戸江指遣往來路銀於江戸方々江手遣ノ入用銀ニ渡ス、手形有
5	1									56.00	遠林寺弟子以船遠林寺申談候用事ニ付京都江差遣候路銀ニ渡、手形有
6	1					5				56.50	御代官中江遣候切付式背之野沓仕直シ代并大坂飛脚往來路銀志水小兵衛ニ渡ス、手形 有
7					71		9			71.09	岡田庄大夫殿手代三人御用ニ付、佐々小左衛門宅江招請入用三村次郎左衛門ニ渡ス、 手形有
8					43					43.00	大坂木屋太兵衛、御家中用事前々ニ不相替情を出シ勤候段承届候ニ付為褒美遣ス、則 受取手形有
9	20									1120.00	御家中大坂調物代滞り岡本次郎左衛門江渡ス、手形有
10	5									280.00	紫野瑞光院ニ而施餓鬼料遣ス、手形有、大石内蔵助・進藤源四郎・小野寺十内参詣仕 候
11	5									280.00	八幡山大西坊江御祈禱浴油料遣之、手形有
12					22	8	3			22.83	草苅伝左衛門今切御証文滞り候ニ付、矢頭長助大坂より呼寄申談候往來路銀渡ス、手 形有
13	2									112.00	大坂木屋太兵衛ニ遣ス、前廉銀壺枚遣候得共、段々御家中用事相勤、所々届状共ニも 自分之人指遣ひ物入も有之難儀之体ニ矢頭長助承届申聞候、弥情出シ勤させ為可申遣 候、受取手形有
14					33	3				33.30	草苅伝左衛門浜松へ引越候ニ付、今切御証文之儀ニ付小野寺十兵衛・田中文右衛門・ 石嶋助大夫方へ之音物入用則十兵衛指凶ニ而遣ス、手形有
15	5	1								294.00	紫野瑞光院東堂誠首座・宗鉄兩人へ遣ス、是ハ瑞光院山を調附置候ニ付始終之為可然 と小野寺十内申談遣之、手形有
16	9				6					510.00	進藤源四郎江戸江指遣候道中路銀・旅籠・江戸逗留中雑用、手形有
17	10	3	2		2	1	3			611.13	潮田又丞・原惣右衛門ニ指添江戸へ遣候、道中往來路銀・旅籠・江戸滞留雑用、但シ 罷上り候節ハ源四郎同道にて上ル、手形有
18	21	1			10	4	2			1200.42	内蔵助岡本次郎左衛門同道ニ而江戸へ罷下道中路銀・旅籠・江戸滞留雑用・会所入用 之分、手形有
19	2	2			10	4				150.40	岡本次郎左衛門右之節江戸江罷下往來馬銀、但旅籠・江戸滞留雑用ハ内蔵助方より払 、手形有
20	2	2								140.00	但千疋 江戸芝ニ而日用頭前川忠大夫儀前々之通御家中用事情ヲ出シ相勤候由承届段 々下向之面々借宅其外肝いらせ為可申褒美ニ遣候、受取有
21	8									448.00	奥野将監江戸江罷下候往來路銀ニ渡ス、手形有、但道中差引之目録不出
22	16	2	2		3	6				934.60	原惣右衛門江戸江指遣候道中往來路銀・旅籠・江戸滞留雑用、手形有
23	2	2			3	5				143.50	大高源五進藤源四郎同道ニ而江戸江指下候片道路銀・旅籠銀、手形有
24	7	2	2		6	5				433.50	大高源五江戸滞留中雑用、原惣右衛門同道ニ而罷登節、道中路銀・旅籠銀、手形有
25	70									3920.00	江戸三田屋敷調代、則家売証文三枚別封有
26		2								28.00	瑞光院拾翠庵江頼、稻荷御祈禱料ニ遣ス、手形有
27	10									560.00	滝立仙江戸江手遣ニ頼遣候ニ付用意之ため千馬三郎兵衛取次ニ而遣ス、手形有
28	3									168.00	右立仙江戸へ下り候路銀ニ千馬三郎兵衛ニ渡シ遣ス、手形有
29	5	2								308.00	千馬三郎兵衛江戸へ指下候ニ付不勝手之者故用意并路銀ニ遣ス、手形有
30	5									280.00	中村勘助奥州白川江妻子引越候ニ付勝手指詰り及難儀候段承届為引料遣ス、手形有
31	2	1			2	8				128.80	内蔵助小野寺十内同道ニ而美濃大垣江罷越往來路銀・駕籠賃・十内旅籠共ニ、手形有
32					24	7				24.70	右大垣江参候節小野寺十内馬銀ニ渡、手形有
33	24	1								1358.00	遠林寺江戸へ手遣ニ罷下候ニ付往來路銀ニ渡、手形有
34		3								42.00	紫野瑞光院東堂誠首座ヲ頼、稻荷御祈禱料ニ渡ス、手形有
35	6				30					366.00	千馬三郎兵衛・神崎与五郎宿飢餓候ニ付原惣右衛門・岡本次郎左衛門相談ノ上ニ而渡 ス、手形有
36	3									168.00	三村次郎左衛門勝手不如意願ニ付遣之、手形有
37	3									168.00	矢頭右衛門七及飢餓候ニ付進藤源四郎・岡本次郎左衛門申談遣之、手形有
38	6	3								378.00	横川勘平早道ニ而江戸江指下路銀三步ハ京都滞留雑用ニ渡、手形有
39	4	2								252.00	堀部安兵衛江戸より為内談罷上ル往來路銀・京都滞留雑用、手形有
40					261	6				261.60	多田和泉守方ニ而伊勢江御祈禱料并江戸へ度々遣候書状賃銀京綿屋善右衛門ニ渡ス、 手形有
41		3	2		5	5	5			54.55	堀部安兵衛・潮田又丞江戸江指下シ江戸者会談之節入用、兩人手形有
42	8	1				4	5			462.45	潮田又丞江戸江使ニ遣候往來通シ駕籠賃・旅籠銀渡、手形有
43	3	2	2		3	3	8			206.38	近松勘六潮田又丞同道ニ而江戸より罷上り候片道通駕籠・旅籠銀渡手形有
44	2	1			5	5				131.50	大高源五・貝賀弥左衛門用事ニ付赤穂へ指遣往來路銀・滞留中雑用渡ス、手形有
45	1	1			4	2				74.20	大高源五赤穂江用事ニ付指遣候路銀・滞留中雑用、手形有
46	10									560.00	原惣右衛門勝手難儀之旨承及ニ付為取続遣、手形有
47	10	2	2		5	8	5			600.85	近松勘六江戸へ指下路銀・滞留中雑用共渡ス、手形有
48	2	3	2		4	2	5			165.25	八構布九疋代此度入用ニ調之、手形有
49		2								28.00	岡野九十郎上京路銀大高源五へ渡、手形有
50	3									168.00	岡野九十郎江戸江指下路銀渡、手形有 (内)

51	3								168.00	武林唯七江戸江指下路銀渡、手形有(内)	旅費
52	2								112.00	武林唯七勝手不如意願ニ付遣ス、手形有(内)	生活支援
53	21								1176.00	千馬三郎兵衛・中田理平次・中村清右衛門・間重次郎・岡嶋八十右衛門・鈴木重八・矢頭右衛門七以上七人江戸へ指下路銀三郎兵衛手形にて渡ス	旅費
54	6								336.00	杣庄喜斎・大塚藤兵衛兩人江戸路銀原惣右衛門ニ渡ス、手形有	旅費
55	4								224.00	間瀬久大夫路銀京都滞留雑用、手形有(内)	旅費
56	3	2							196.00	間瀬孫九郎路銀京都滞留雑用、手形有(内)	旅費
57	2								112.00	間瀬久大夫勝手不如意宿遣度願ニ付遣ス、手形有(内)	生活支援
58	5								280.00	小野寺幸右衛門江戸へ指下候路銀渡ス、式両ハ無抛入用之由願ニ付遣ス、手形有	旅費
59	3								168.00	茅野和助江戸へ指下ス路銀渡ス、手形有	旅費
60	3								168.00	大石瀬左衛門江戸へ指下ス路銀渡、手形有	旅費
61	3								168.00	矢野伊助江戸へ指下ス路銀渡ス、手形有	旅費
62	3								168.00	大高原五江戸へ指下ス路銀渡ス、手形有	旅費
63	3	2							196.00	不破数右衛門江戸へ指下ス路銀、式歩ハ京都滞留雑用渡ス、手形有	旅費
64	1								56.00	毛利小平太江戸へ罷下候節道中煩ニ付武林唯七に持せ遣ス、御用金拾両之内ニ而渡ス、手形有	生活支援
65	1								56.00	京丸山ニ而打寄会談之入用拾九人分三村次郎左衛門仕払、手形有	会議費
66				136	5	4			136.54	原惣右衛門より書出ス方々飛脚賃銀并路銀不足之面々遣ス、手形有	通信費
67		2		5					33.00	奥野将監近松勘六方へ遣ス飛脚賃銀、手形有	通信費
68				15	7	5			15.75	江戸江度々遣候状賃銀寺井玄溪江渡、手形有	
69	3								168.00	貝賀弥左衛門江戸指下ス路銀渡、手形有	旅費
70	10								560.00	大高原五勝手取続難成由願ニ付渡、手形有	生活支援
71	10								560.00	此度之一儀ニ付瑞光院ニ而心当有之、其旨寺井玄溪江申含同人江相渡置候、手形有	
72	3								168.00	寺井玄達江戸江同道仕候路銀渡ス、手形有	旅費
73	1								56.00	武林唯七用事ニ付江戸より藤沢迄罷出候路銀・旅籠其外入用ニ渡、手形有	旅費
74	3								168.00	中村勘助江戸江指下ス路銀渡、手形有	旅費
75	20	2		6	9	1			1154.91	吉田忠左衛門江戸江指下ス路銀・江戸逗留中雑用渡、手形有	旅費
76	1								56.00	礪貝十郎左衛門九月・十月両月分江戸宿代渡、手形有	生活支援
77		2							28.00	前原為助相煩候ニ付服用之人参壱両代礪貝十郎左衛門へ渡、手形有	生活支援
78	1								56.00	神崎与五郎江戸雑用銀渡ス、手形有	
79						2	80		31.20	富森助右衛門・中村勘助兩人内蔵助宿平間村へ為案内金川迄罷出候路銀・旅籠渡ス、兩人手形有	旅費
80	4						350		229.25	内蔵助宿平間村入用諸道具調代富森助右衛門渡、手形有	
81	4			9	3				233.30	堀部安兵衛・倉橋十左衛門・毛利小平太・横川勘平・村松三大夫・家頼壱人霜月中飯料渡、手形有	生活支援
82				26					26.00	右六人本所十月分宿代、堀部安兵衛渡、手形有	生活支援
83	1	2							84.00	勝田新左衛門・武林唯七・家頼壱人霜月中飯料渡ス、手形有	生活支援
84							850		12.75	杉野十平次右三人本所十月分宿代渡、手形有	生活支援
85	2								112.00	間喜兵衛・同重次郎・同新六・千馬三郎兵衛霜月中飯料渡、手形有	生活支援
86				24					24.00	右四人糶町借宅十月分宿代渡ス、手形有	生活支援
87	1								56.00	杉野十平次上下式人十月分飯料堀部安兵衛渡ス、手形有	生活支援
88	2								112.00	中村勘助・間瀬孫九郎・小野寺幸右衛門・家頼一人上下四人霜月中飯料渡ス、手形有	生活支援
89		3		5					47.00	右四人糶町ニ而借宅十月分宿代渡ス、手形有	生活支援
90							240		3.60	右糶町之借宅番銭中村勘助ニ渡ス、手形有	生活支援
91		2	2					438	41.57	吉田忠左衛門糶町ニ而借宅十月分宿代番銭渡ス、手形有	生活支援
92		2							28.00	不破数右衛門霜月中飯料ニ渡、手形有	生活支援
93		2							28.00	矢頭右衛門七霜月中飯料渡、手形有	生活支援
94				13	8				13.80	片岡源五右衛門湊町借宅十月分宿代渡、手形有	生活支援
95							525		7.88	吉田忠左衛門家頼鎌倉より平間村へ用事ニ付遣候道中路銀ニ渡、手形有	旅費
96	54	3		9	1	5			3075.15	吉田忠左衛門在江戸中諸事入用并面々へ相渡候飯料・借宅代同人渡ス、手形有	生活支援
97	12	1		4	5				690.50	大高原五巳ノ秋江戸へ遣候節相渡路銀之余り不納、則手形有	旅費
98	1	1	2						77.00	きごみ壱領はちかね一ツ調代、手形有	装備
99	21	2		11	3				1215.30	神崎与五郎江戸へ罷下ル道中路銀并滞留雑用渡ス、目録有	旅費
100		2							28.00	茅野和助無抛入用之由願ニ付遣ス、手形有	生活支援
101		2							28.00	此度調物代吉田忠左衛門渡ス、手形有	装備
102		3							168.00	奥田孫大夫・同小四郎勝手指語り願ニ付遣、手形有	生活支援
103				55					55.00	此度入用ニ付相調候かぎ并すまる代神崎与五郎ニ渡、手形有	装備
104		3							168.00	早水藤左衛門勝手指語り候ニ付遣ス、手形有	生活支援
105		1							56.00	村松隆円無抛入用之由願ニ付遣ス、手形有	生活支援
106			1	9	3				23.30	小野寺幸右衛門十月五日より晦日迄飯料中村勘助へ渡ス、手形有	生活支援
107				21	7	5			21.75	毛利小平太無抛入用之由願ニ付遣ス、手形有	生活支援
108							832		12.48	此度入用相調候木でこ四丁代并日用賃、手形有	装備
109				11	2				11.20	此度入用ニ付相調候矢籠・矢からミ・いと代、手形有	装備
110			1	139	5		932		167.48	此度入用ニ付相調鎗・弓矢并矢籠代、手形有	装備
111			3						42.00	寺坂吉右衛門此度之用意之ため遣、手形有	装備
112		2	2						35.00	赤埴源蔵・矢田五郎右衛門兩人霜月半月分之飯料并宿代渡、手形有	生活支援
113		1	2						84.00	横川勘平着込はちかね代遣、手形有	装備
114			1				300		18.50	堀部安兵衛此度之用事ニ付鎌倉へ罷出候道中路銀渡、手形有	旅費
115			1						56.00	間重次郎・同新六弓・鎗代渡、手形有	装備
116			1						56.00	武林唯七長刀調代渡、手形有	装備
117			2						28.00	間瀬孫九郎鎗調代渡、手形有	装備
合計	654	89	20	1	50	149	65	2	4547	39103.76	

677 2 1 65 5 5 6 547

銭1貫文=銀15匁  
金1両=銀56匁

